部長及び参事官　　捜一発第43号
殿　　令和６年３月12日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

火災事件捜査における消防機関との協力について（通達乙）

火災事件捜査に当たっては、「火災事件捜査における消防機関との協力について（通達乙）」（平成31年３月22日捜一発第81号。以下「旧通達」という。）に基づき、消防機関と協力してきたところであるが、火災現場における警察による捜査と消防機関による火災原因調査は、互いに協力しつつ相互の目的を達成する必要があることから、引き続き、下記の点に留意し、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　基本的な考え方

消防機関は、火災予防の施策ないし措置の成果を検討し、その是正改善を図り、もって火災予防の徹底に資することを目的として火災原因調査を行い、その副次的な効果として警察の捜査に寄与し、協力することとしている。

他方、警察は、捜査による当該事案等の原因究明及び責任追及を行うものであるが、あわせて、消防機関による原因究明を通じた火災予防に資するため、協力する必要がある。

２　連携の在り方

実況見分、検証等の実施に当たっては、警察側の連絡責任者を設定するなどし、消防機関側と開始日時、証拠保全の必要範囲、実施方法等について相互に調整し、齟齬が生じないようにすること。

また、令状により検証を行う場合においても消防機関を排除する理由はなく、消防機関による火災原因調査の必要性を十分に理解した上で協力すること。

とりわけ、化学工場等における火災では、住民避難、受傷事故防止等を念頭に、火災発生後の現場活動のほか、実況見分等において、爆発、毒物吸引等のおそれがある火薬類、化学物質等の危険物について、消防機関と情報共有を図ること。

なお、消防機関は、消防法第35条の２に基づき、警察の捜査に支障を来さない範囲で、警察が逮捕した被疑者に対する質問及び押収した証拠物に対する調査を行う場合があることについても留意すること。

３　保秘の徹底

火災原因調査の結果は、その内容によっては捜査上の秘密に該当し得る旨、消防機関側にも申し伝えるなど、捜査に支障が及ばないよう保秘の徹底を図ること。